

(その1)

収 支 報 告 書

〒177-0034

1 主たる事務所の所在地 東京都練馬区富士見台1-22-1

(ふりがな) えぬえいちけいからこくみをまもるとう

2 政治団体の名称 NHKから国民を守る党

3 代表者の氏名 松田 美樹

4 会計責任者の氏名 松田 美樹

5 令和 3 年分

団体コード	0	3	3	0	1	4	2	9	2	0	0	0	1	1
前年繰越額	0 円													

事務担当者の氏名 松田 美樹

電話番号 080-3598-7812

受 付	審 査	確 認
	✓	
消 込	バ ン チ	照 合
済		

100/100



※該当箇所に ☒ すること。

政 治 団 体 の 区 分

- ☐ 政 党
- ☐ 政 党 の 支 部
- ☐ 政 治 資 金 団 体
- ☐ 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体
- ☒ そ の 他 の 政 治 団 体
- ☐ その他の政治団体の支部

活 動 区 域 の 区 分

東 京 都 内

資 金 管 理 団 体 の 指 定 の 有 無

☐ 有 ☒ 無

公 職 の 種 類 (現・候)

資金管理団体の届出をした者の氏名

国 会 議 員 関 係 政 治 団 体 の 区 分

- ☒ 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体
- ☒ 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体

公職の候補者の氏名 松田 美樹

公 職 の 種 類 衆議院議員 (現・候)

(※) 資 金 管 理 団 体 の 指 定 の 期 間

令和 年 月 日 から
令和 年 月 日 まで

※報告対象年の途中で資金管理団体の指定・取消しをした場合のみ記入のこと。

(※) 国 会 議 員 関 係 政 治 団 体 に 関 する 特 例 の 適 用 期 間

令和 3 年 5 月 27 日 から
令和 3 年 12 月 8 日 まで

※報告対象年の途中で国会議員関係政治団体に該当した場合又は該当しなくなった場合のみ記入のこと。

(その2)

収 支 の 状 況

1 収支の総括表

収 入 総 額	3,107,865
(前年からの繰越額)	0
(本年の収入額)	3,107,865
支 出 総 額	145,355
翌年への繰越額	2,962,510

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金 額	0
員 数 (党費又は会費を納入した人の数)	0

(2) 寄 附		
ア 寄附(イを除く。)の区分	金 額	備 考
(ア) 個 人 か ら の 寄 附	0	
(うち特定寄附)	0	
(イ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ウ) 政 治 団 体 か ら の 寄 附	3,107,865	
小 計 (ア) + (イ) + (ウ)	3,107,865	
(寄附のうち寄附のあつせんによるもの)	0	
イ 政党匿名寄附	0	
合 計 (ア + イ)	3,107,865	

(その7)

(7) 寄 附 の 内 訳				寄附者の区分	3. 政治団体	
行番号	寄附者の氏名 (団体にあつては、その名称)	金 額	年 月 日	住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあつては、代表者の氏名)	備 考
1	NHKから国民を守る党東京都 新宿区支部	295,365	R3/6/18	東京都練馬区富士見台1-22-1	松田美樹	
2	嵐の党	1,012,500	R3/7/20	千葉県船橋市本町1丁目11番地2 9-101号	立花孝志	
3	NHKと裁判してる党弁護士法 72条違反で	1,500,000	R3/10/20	千葉県船橋市本町1丁目11番地2 9-101号	立花孝志	
4	NHKと裁判してる党弁護士法 72条違反で	300,000	R3/12/20	千葉県船橋市本町1丁目11番地2 9-101号	立花孝志	
5	(小計)	-1,800,000				
6		2,812,500				
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
そ の 他 の 寄 附		0				
合 計		3,107,865				

その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表			
項 目	金 額	備 考	
		本部又は支部に対して 供与した交付金に係る支出	
1 経 常 経 費			
(1) 人 件 費	112,500	0	
(2) 光 熱 水 費	0	0	
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費	0	0	
(4) 事 務 所 費	0	0	
小 計	112,500	0	
2 政 治 活 動 費			
(1) 組 織 活 動 費	30,545	0	
(2) 選 挙 関 係 費	0	0	
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	0	0	
ア 機関紙誌の発行事業費	0	0	
イ 宣 伝 事 業 費	0	0	
ウ 政治資金パーティー開催事業費	0	0	
エ そ の 他 の 事 業 費	0	0	
(4) 調 査 研 究 費	2,310	0	
(5) 寄 附 ・ 交 付 金	0	0	
(6) そ の 他 の 経 費	0	0	
小 計	32,855	0	
合 計	145,355		

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		1. 組織活動費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	会議食事代	備 考
					支出を受けた者の住所(団体にあっては、主 たる事務所の所在地)	
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
そ の 他 の 支 出		30,545				
合 計		30,545				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		7. 調査研究費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	書籍	備 考
					支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
その他の支出		2,310				
合 計		2,310				

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	☐	☒	
イ 建 物	☐	☒	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☒	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	☐	☒	
オ 預金（普通預金及び当座預金を除く。） 又は貯金（普通貯金を除く。）	☐	☒	
カ 金 銭 信 託	☐	☒	
キ 有 価 証 券	☐	☒	
ク 出 資 に よ る 権 利	☐	☒	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☒	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	☒	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☒	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☐	☒	

宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- ☒ 1 領収書等の写し
- ☐ 2 監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）
- ☒ 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和4年 3月 2日

政治団体の名称 NHKから国民を守る党

会計責任者の氏名 松田 美樹



代表者の氏名 (代表者については解散時のみ記入すること)

政治資金監査報告書

令和4年3月2日

NHK から国民を守る党

代表 松田美樹 殿

登録政治資金監査人

倉澤 毅

登録番号

第204号

研修修了年月日 平成20年12月18日

1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、NHK から国民を守る党の令和3年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
この政治資金監査は、NHK から国民を守る党の主たる事務所において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、領収書等、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。
- (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
- (3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、領収書等、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。
- (4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3 業務制限

NHK から国民を守る党と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

以上